

8 選挙会

(1) 選挙長、選挙立会人及び選挙会事務従事者

選挙長				選挙立会人	選挙会事務従事者		
県選管委員長	同委員	書記長	計		県選管書記	その他	計
1			1	3	3		3

9 選挙公営

(1) 選挙公報

ア 選挙公報発行状況

候補者数	掲載申請候補者数	印刷部数	配布世帯数	印刷から配布までの所要日数		公報1部当たり印刷費(用紙代を含む)	公報の規格及び頁数
				印刷に要した日数	各世帯に配布を完了するまでに要した日数		
5	5	2,690,310	2,399,358	3	12	1.48円	新聞紙大 2頁

イ 選挙公報の配布方法

区分	特例配布の届出があった市町数(市町名)
市	11(姫路市、明石市、洲本市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、三木市、丹波市、南あわじ市、淡路市)
町	2(稲美町、福崎町)

(注) 補助的方法は含まない。

ウ 「選挙のお知らせ」点訳版の購入

発行者	購入部数	配布方法	1部当たりの単価
社会福祉法人兵庫県視覚障害者福祉協会	646	県選管より直送 (一部市町より送付)	700円

エ 「選挙のお知らせ」音声版（DAISY）の購入

発行者	購入部数	配布方法	1部当たりの単価
社会福祉法人兵庫県視覚障害者福祉協会	761	県選管より直送 (一部市町より送付)	700円

オ 「選挙のお知らせ」音声版（カセットテープ）の購入

発行者	購入部数	配布方法	1部当たりの単価
社会福祉法人日本ライトハウス点字情報技術センター	100	県選管より直送 (一部市町より送付)	682円

(2) ポスター掲示場

ア 投票区の規模別設置数

区分	1千人未満				1千人以上 5千人未満			5千人以上 1万人未満		1万人以上		計	
	2km ² 未満	2km ² ～ 4km ²	4km ² ～ 8km ²	8km ² 以上	4km ² 未満	4km ² ～ 8km ²	8km ² 以上	4km ² 未満	4km ² 以上	4km ² 未満	4km ² 以上		
市	投票所数	72	78	110	145	857	80	109	189	10	7	2	1,659
	掲示場設置数	355	423	651	992	6,073	672	1,117	1,559	93	63	20	12,018
町	投票所数	12	13	27	62	40	9	21	1				185
	掲示場設置数	65	69	164	428	296	73	276	7				1,378
計	投票所数	84	91	137	207	897	89	130	190	10	7	2	1,844
	掲示場設置数	420	492	815	1,420	6,369	745	1,393	1,566	93	63	20	13,396

イ 新規、既設別設置数

区分	新設した掲示場数		既設のものを再使用した 掲示場数		レンタル 資材を使用	計
	恒久的	その他	恒久的	その他		
市		11,659			359	12,018
町		1,225			153	1,378
計		12,884			512	13,396

ウ 市町別設置数

市町名	投票区数	法定数	設置数	減少数	市町名	投票区数	法定数	設置数	減少数
神戸市	352	2,554	2,554		養父市	28	226	226	
姫路市	109	838	826	12	丹波市	40	330	330	
尼崎市	81	603	603		南あわじ市	30	235	235	
明石市	75	527	527		朝来市	53	372	341	31
西宮市	113	811	811		淡路市	40	279	279	
洲本市	30	201	201		宍粟市	31	250	250	
芦屋市	21	152	152		加東市	22	166	166	
伊丹市	55	383	383		市計	1,659	12,078	12,018	60
相生市	22	150	150		猪名川町	14	100	100	
豊岡市	64	505	505		多可町	11	95	95	
加古川市	70	497	497		稲美町	21	135	135	
たつの市	35	260	260		播磨町	7	49	49	
赤穂市	22	156	156		神河町	11	107	107	
西脇市	32	216	216		市川町	16	91	91	
宝塚市	61	445	445		福崎町	13	90	90	
三木市	48	333	333		太子町	9	66	66	
高砂市	29	197	197		上郡町	11	87	87	
川西市	48	336	336		佐用町	18	146	146	
小野市	30	200	200		香美町	31	237	237	
三田市	35	264	264		新温泉町	23	175	175	
加西市	30	216	216		町計	185	1,378	1,378	
丹波篠山市	53	376	359	17	合計	1,844	13,456	13,396	60

(3) 公営施設使用の個人演説会

ア 会場数

区分	法第161条第1項第1号の学校及び公民館の数		法第161条第1項第2号の公会堂の数	法第161条第1項第3号の市町の選挙管理委員会の指定した施設					合計	
	学校	公民館	公会堂	社寺	農協組	業同合	商工会議所	その他		計
市	1,520	212	136					581	581	2,449
町	71	25	3					65	65	164
計	1,591	237	139					646	646	2,613

イ 会場使用度数

区分	施設の使用度数						合計	
	学校及び公民館		公会堂		指定施設		公費負担	候補者負担
	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担		
市	4		6		21		31	
町	0		1		2		3	
計	4		7		23		34	

(4) 新聞広告

区分	広告をした候補者数	広告延回数	広告料金(1人1回分)
朝日新聞	4人	4回	421,520円
毎日新聞	2人	2回	310,613円
読売新聞	4人	4回	466,422円
神戸新聞	5人	10回	511,500円

(5) 政見放送

政見放送の日時及び順序

放送局		放送日	放送時間	放送順序				
NHK総合テレビ	1回目	7月6日(火)	22:30~22:50	服部 修	中川 暢三	齋藤 元彦	/	/
	2回目	7月7日(水)	22:30~22:44	金澤 和夫	金田 峰生	/	/	/
		7月14日(水)	6:00~6:20	服部 修	中川 暢三	齋藤 元彦	/	/
	7月15日(木)	6:00~6:14	金澤 和夫	金田 峰生	/	/	/	
NHKラジオ第1	1回目	7月8日(木)	7:25~7:45	服部 修	中川 暢三	齋藤 元彦	/	/
	2回目	7月9日(金)	7:25~7:40	金澤 和夫	金田 峰生	/	/	/
		7月13日(火)	12:30~12:50	服部 修	中川 暢三	齋藤 元彦	/	/
	7月14日(水)	12:30~12:45	金澤 和夫	金田 峰生	/	/	/	
サンテレビジョン	1回目	7月9日(金)	20:00~20:35	/	/	/	/	/
	2回目	7月11日(日)	13:00~13:35	中川 暢三	齋藤 元彦	服部 修	金田 峰生	金澤 和夫
	3回目	7月13日(火)	19:00~19:35	/	/	/	/	/
ラジオ関西		7月9日(金)	18:00~18:33	齋藤 元彦	中川 暢三	金田 峰生	金澤 和夫	服部 修

(6) 選挙運動用自動車

区 分	一般運送 契約によ るもの (ア)	(ア) 以外の契約によるもの				合 計
		自動車の借入れ (イ)	燃料の供給 (ウ)	運転手の雇用 (エ)	計	
契約をした 候補者数	1人	2人	2人	2人		
延べ使用 (従事)日数	17日	34日		34日		
契約金額 の総額	1,071,000円	167,280円	219,215円	425,000円	811,495円	1,882,495円
基準額の 総額	1,096,500円	537,200円	257,040円	425,000円	1,219,240円	2,315,740円
請求額の 総額	1,071,000円	167,280円	219,215円	382,500円	768,995円	1,839,995円

- (注) 1. 本表は供託物を没収されない者について記載している。
 2. 「契約金額の総額」は、選管に届け出された契約届出書記載金額の総計である。
 3. 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに (ア) 64,500円×使用日数、(イ) 15,800円×使用日数、
 (ウ) 7,560円×選挙運動日数、(エ) 12,500円×雇用日数により算出したものの合計である。
 4. 「請求額の総額」は個々の候補者ごとに契約金額と基準額のいずれか少ない額を選び、それを合計したものである。

(7) 選挙運動用ビラ

区 分	契 約		合 計
	5万枚以下	5万枚を 超えるもの	
作成した候補 者及び枚数	0人	3人	3人
	0枚	796,000枚	796,000枚
契約金額の総額	0円	2,594,440円	2,594,440円
基準額の総額	0円	4,364,550円	4,364,550円
請求額の総額	0円	2,591,700円	2,591,700円
平均単価	0円	3.26円	3.26円

- (注) 1. 本表は供託物を没収されない者について記載している。
 2. 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに確認書により確認された作成枚数に、確認書により確認された作成枚数が(1)5万枚以下の場合は7円51銭を、(2)5万枚を超える場合は次の算式により算出した単価を、それぞれ乗じたものの合計である。

$$\frac{375,500円 + 5円02銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}}$$

(1 銭未満の端数は切上げ)

3. 平均単価の算出は次の算式による。

$$\frac{\text{契約金額の総額}}{\text{契約届に記載された枚数の全候補者合計枚数}}$$

(1 銭未満の端数は切上げ)

(8) 選挙運動用ポスター

候補者数	作成枚数	契約金額の総額	基準額の総額	請求額の総額	平均単価
3人	50,360枚	5,026,440円	3,525,200円	3,525,200円	100円

- (注) 1. 本表は供託物を没収されない者について記載している。
2. 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに確認書により確認された作成枚数に
$$\frac{573,030 \text{円} + 27 \text{円} 50 \text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$
により算出した単価
をそれぞれに乗じたものの合計である（単価は1円未満の端数は切上げ）。
3. 平均単価の算出は次の算式による。
$$\frac{\text{契約金額の総額}}{\text{契約届に記載された枚数の全候補者合計枚数}} \quad (1 \text{円未満の端数は切上げ})$$